		分22秒の地点と北緯34度48分19秒東経137度42分01秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［3～5　略］		

		分22秒の地点と北緯34度48分19秒東経137度42分01秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［3～5　同左］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

三十三　平成二十五年総務省告示第八十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

1　電気通信業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［1・2　略］		
3	削除	
［4・5　略］		
6	削除	
［7　略］		
8	削除	

改正前

1　［同左］

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［1・2　同左］		
3	(1)　宮城県栗原市築館源光15―78―9　(75.80) (2)　宮城県栗原市一迫柳目字中ノ向94―132　(122.00)	北緯38度43分42秒東経141度00分12秒の地点と北緯38度43分33秒東経140度59分30秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯38度43分32秒東経140度59分26秒の地点と北緯38度43分20秒東経140度58分34秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯38度43分20秒東経140度58分32秒の地点と北緯38度43分18秒東経140度58分22秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［4・5　同左］		
6	(1)　宮城県栗原市金成有壁伊勢堂151―1　(171.60) (2)　岩手県一関市藤沢町黄海字上曲田334―8　(181.10)	北緯38度52分26秒東経141度07分59秒の地点と北緯38度48分43秒東経141度15分23秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［7　同左］		
8	(1)　岩手県二戸郡一戸町奥中山字西田子1174―150　(668.20) (2)　岩手県岩手郡岩手町大字沼宮内第28地割138―2　(525.10)	北緯40度03分56秒東経141度11分05秒の地点と北緯40度01分09秒東経141度16分12秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域